

阿南市成年後見制度利用促進基本計画の策定

阿南市成年後見制度利用促進基本計画を令和2年9月に策定をしました。

成年後見制度とは

精神上の障がい(認知症・知的障がい・精神障がいなど)により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護する制度です。

計画策定の目的

成年後見制度の利用の促進について、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、本市が目標とすべき地域共生社会の実現を目指すことです。

計画期間

令和2年10月1日から令和4年3月31日までの1年6カ月です。

基本施策

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ① 支援体制の構築
 - ② 中核機関の整備
- 2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
 - ① 意思決定の支援と身上保護の重視
 - ② 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
安心かつ安全な制度の運用

問い合わせは 福祉課(☎22-1592)へ